



Title	不振開拓農家の「査定基準」とその妥当性：外的基準、S.E.Sによる吟味
Author(s)	金田, 弘夫
Citation	北海道大学農経論叢, 20, 13-32
Issue Date	1963-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10809
Type	bulletin (article)
File Information	20_p13-32.pdf



[Instructions for use](#)

不振開拓農家の「査定基準」と その妥当性

——外的基準（S・E・S）による吟味——

金 田 弘 夫

目 次

1 序 論	mic Status とその階層的地位
2 不振開拓農家の査定基準	I 開拓農家の社会経済的地位
I 「基準」の一般的特質	II 開拓農家の階層的地位
II 道の不振開拓地区（農家）査定基準の概要	4 道の基準による査定結果と S・E・Sとの比較
3 不振開拓農家の Socio-economic Status とその階層的地位	5 結 論

1 序 論

開拓農家の営農不振・生活困窮状況の一般化と負債の固定化の傾向に対処し、国は昭和28年頃より、とくに営農不振の顕著な開拓地区に対して経営の実態を診断し、その振興・改善をはかる措置をとってきた。昭和32年4月に制定された開拓営農振興臨時措置法はこれ等一連の措置を立法的に制度化したものであって、本法は一定の「法的基準」に従って開拓農家の中から「要振興開拓農家」を定め、これ等の農家及びその所属する農業協同組合の定める開拓地の営農振興計画に基づいて、国及び都道府県が具体的な助成をはかるものである。ところで、不振開拓農家に対するこれらの一連の措置においては、何よりもまず行政施策の対象となる所謂「不振開拓農家」或いは「不振地区」なるものが如何なるものであり、また如何なる方式によって把握されるものであるかということが極めて重要な問題として提起される。そこで、この点につき上記の臨時措置法についてみると、本法においては、「経営規模に応じた一定の農業粗収入を得られない開拓農家や、負債の年間要償還額が農業粗収入に比べ1割以上にぼるもの」が「要振興開拓農家」と規定され、更にそれにはこ

のような不振の現象が「立地条件の劣悪・開拓行政の遅延等自からの責に帰することの出来ない理由によって……生じている」という条件が附帯されている。この場合経営規模に応じた一定の農業粗収入という基準は振興対策の対象となる農家としからざる農家とを峻別する重要な根拠となるものであり、従って、この基準に妥当性がない時は、所期の施策対象にズレを生じ政策実施の効果を期待することが出来ないばかりか、場合によっては助成措置を受けて安定する開拓農家だけが不振開拓農家や要振興開拓農家として取扱われてしまうような誤策を招く結果となり、あらぬ混乱をまねくおそれが認められる。

かかる理由から、この種の行政上の基準に対しては、理論的水準からしてもまた実際的水準からしても、行政目標達成に極めて有効にして適切な手段として、高次の妥当性が強く要請されなければならない。今日行政の科学化が標榜され、これによって行政技術も可成り改善されてきた。しかし乍ら、農業関係の行政基準の中には可成り一義的にして単純な内容のものがあり、しかもこれに対して高度の妥当性を期待することの困難なものが散見される。かかる観点から一々の行政基準についてその妥当性や効力について種々なる吟味を施すことは行政の科学化を促進する上からしても極めて緊要と思われる。

本稿においては、上述した臨時措置法に先行して北海道が採択した「不振開拓地区査定基準」なるものをとくにとりあげ、その妥当性を次のような方式で吟味しようとするものである。即ち、実際にこの基準を現実の開拓農家に適用した場合、そこにどのような性格をもった不振開拓農家が把握されるか、まずこの点を検討し、更にこの基準とは異なる別種の基準を外的に求めてこれを同一対象に適用した場合、二つの基準による判定結果にどのような喰い違いが生ずるかを吟味しようとするものである。

この二つの課題は互に相関連する有機的な問題であるが、この課題にこたえるに当って、ここでは既に私共が実施した本道開拓地の実地調査に基づく生の資料を素材として使用することにした。(私共の資料には調査能力の関係からして、調査時点に若干のズレがあるのでこの点を充分考慮に入れなければならない。)調査対象地区としては後述の如く本道における典型的な不振開拓地区が選定されており、また不振開拓農家の特質を判定する上述の外的基準としては、私共が長年かかって作り上げた「開拓農家の社会・経済的地位尺度」即ち Socio-economic Status Scale を用いることにした。この尺度を基準に用いることによって、不振開拓農家をその「地位」という観点から如何なる特性を示すかこの点を吟味することが可能となる。

ところで、ここでこのような手法に基づく研究を展開したことについては二

つの仮定（仮説）がある。端的に云えば、その第一は、不振開拓農家の不振要因は極めて多元的なものであるにも拘らず、これを後に示す如く「営農実績」とか「開墾進度」というような要素で把える場合には、開拓農家の不安定性を確実に把え得ないのではないかということである。

その第二は、開拓農家の生産力と地位との非平行性の問題であって、所得の向上と地位とは比較的によく平行するが、純収益の向上或いは農業労働生産性の向上と農家の社会経済的地位とは必ずしも平行的に対応しない傾性があるのではないかということである。この後者の問題については、例えば農地改革は農民の社会経済的地位の向上を目的とし実施されたが、結果的には爾来今日に到る迄中農肥大の傾向とともに農業生産力は著しく向上したが、農家の社会経済的「地位」は依然として向上しておらず、むしろ下降さえしているのではないかという疑問の中にも例示的にしめされる。

果してこのような命題が定立するかどうか。本稿においてはもともとこの問題についての検証を企図したものではない。しかしながら、本稿はこの種の問題に対しても間接的ではあるが、多少とも作意的に一つの実証素材を提供しようとする含みがある。

2 不振開拓農家の査定基準

I 「基準」の一般的特質

北海道が採択実施した不振開拓地区及び不振開拓農家の査定基準が如何なる内容のものであるかを明らかにすることは、この「基準」そのものが本研究において中核的な課題となつている点からして極めて重要と思われる。しかし、具体的にこの基準の内容を明らかにするにさきだって、一般に「基準」というものがどのような特質を有する概念であるか、基準の一般理論の如きものを求めて、そのオリエンテーションを試みておく必要がある。

一般に「基準」とは「ものごとの基礎となる標準」のことをいい、とくにその中で「規範となる標準」や「のっとるべき規則」のことを「基準」と云っている。例えば、私共が行動をとろうとして、対象や手段などについて何等かの選択に迫られた場合、屢々一定の規範に従って行動することを余儀なくされる。この場合、この「一定の規範」がすなわち「基準」とよばれるものであり、このような行動を「規範」に準拠した行動と云う。法律・道徳・慣習・宗教規範・制度の如き社会的規範はすべてこの「基準」に外ならず、人はこのような規範によって様々なる制約を受けている。人間の行動の前に立ちふさがる規範の数々を思えば、私共はまさに「基準の林」の中で生活しているといえる。

ところで、これとは別に、人間の行為には様々なる行為があるのでその行為の中に含まれている一定の属性や特性を標準にして行為の仕訳けを行ない類型を設定するようなことがある。このような場合、その差別の標準にされる一定の属性や特性がすなわち「基準」にほかならない。そのさい何を標準にするかは、それぞれの観察者が抱く認識目的や関心によって異なるから、区別や類型の設定の仕方も一様ではなく、またその結果も一様とは限らない。基準はこのようにものごとの区別や類型化を行なう際その抛りどころとして用いられるものであるが、このほか選択・評価・判断・規制等々に際しても屢々その決定な基調とされるものである。ところが、基準の中にはその効果として事物の正当化・同化・画一化・期待・許容・賞揚或いは淘汰というような結果を派生するものがある。これ等一連の効果は基準が或る道具として社会的に容認されまた駆使される場合の所産であって、従って一度基準が設定されてそれが社会的に固定化しはじめると、基準はその独自の目的作用以外に、上述したような附随的な効果を派生しはじめると、これが基準のもつ副次的効果にほかならない。

基準の副次的な効果は大方の基準につきものであるが、とくに社会的に容認された程度の強い基準ほどその効果は顕著である。一般に基準はその成り立ちにおいて法律・慣習・道徳の如き規範性の強い所謂「規準」とは異なり、比較的設定が容易であり、恣意的であるという一面の特色がある。これは基準が手段の用具であるからこれを使用するしないの任意性が残されているという一つの安直性に由来する特性である。また、慣習や道徳の如きは、長い間社会的に繰返し行なわれかつ容認されてきた「練磨された型相」(pattern)として伝來的普遍性をもつが、基準の方はそれが特定者の決定によって一方的に形成されてしまうという速効的安直性にも由来する。

基準には法律が命令や条例などに委任したことによって各省や都道府県が定める数々の基準をはじめ、会社や団体・学校などが定めた基準或いは個人が生活上定めた基準にいたるまで様々のものがあるが、しかし凡そ基準といわれるものには上述の如き恣意的な一義性と一方的な形成的特質が顕著にみられる。しかもこの種の基準は実に多種多彩であって、私共は日常「規範の林の中で生活している」どころか全く「基準の密林の中で犇めき合っている」と云わねばならない。

もとより個人が自から何等かの基準を設けてこれに従うことは一種の自律的行為であって非難すべきことではない。しかし自律的基準もそれがその範囲を越えて外部に働きかけ、外部に対して自己を正当化したり、或いは外部を制約する用具として利用されるようになると、そこに社会的摩擦を生ずる場合が少

なくない。そこに社会的摩擦を生じないような基準は、無作用のものを除けばその基準そのものの背後に何か普遍的な正当性が認められるか、或いは絶対的な強制力の如きものが介在するかのいずれかであって、このことからして一般に基準には、はじめから基本的に正当であり、しかもその正当性が普遍的になりたつような高度の被承認性を内在する性質のものであることが要求される。この種の基準にはその背後に強制力を具備させるまでもなく、自から一種の権威がこれを彩色する形となる。

しからば、基準にこのような正当性や普遍的な妥当性を与えるものは一体何であろうか。問題をこのように極限すると、そこにはまた何が正当であり妥当であるかを判別する別の基準が必要となってきた問題は循環を開始する。従って基準の妥当性はこれを高次の基準によって求めることがたとえ理論的には可能であっても、実際において基準を設定行使する場合には、学理はもとよりあらゆる経験律からその基準の妥当性を予備的にテストし、しかる後に基準としての資格を与えこれを行使することが必要とされる。

それ故にこのような吟味や保証がなく、自律と権限の名において濫りに基準を設定し、その行使によって生ずる副次的作用によって自己を正当化し他者を肘制淘汰するがごときは蔽に注意を要する。それにも拘らず、現実の社会においては、一度び何等かの基準が設定されると、その一義的な合理性の故か、或いはまたその斉然と整序されたその形式に眩惑されてか、基準のもつ正当性や副次作用の功罪については何等充分なる吟味を施すことなく、直ちに自己或いはその近辺にそれを適用してみようとする衝動に駆り立てられる場合が少なくない。これは人間のもつ一つの基本的な衝動（社会的）に由来するものと見られるが、しかし基準に対するこのような機械的適応や反射的順応の態度は、前述した基準行使にともなう派生する不測の副次的効果に対する無自覚無関心と共に大いに注意しなければならぬところである。ことに行政上の基準の場合においては、たとえそれが政策遂行上の臨機的手段であるとしても、この点について周到なる考慮が払われていなくてはならない。従って、一面において合理的であっても、他面において自から当該基準の根本理念を否定してしまうような欠陥をひそめた一義的にして不条理な基準の如きものは基準本来の要件を具備したものと云えない。かかる見地から現実に行使されている数々の基準が果してその要件を満しているか否かについて必要な吟味を展開することは、基準による行政効果を高める上からして極めて有意義と思われる。

基準をめぐる一般論的な考察は以上の如き素描に尽きるとは思われぬが、ここでは主にその社会的功罪について若干の考察を試みた。

そこで次には以上の如き基準をめぐる一般論的な考察を前提としながら、はじめに企画した不振開拓地区の行政査定基準の特性について必要な分析を展開することにする。

II 道の不振開拓地区（農家）査定基準の概要

道が定めた不振開拓地区査定基準の詳細にわたる内容については、昭和32年に道が発表した「北海道不振開拓地区概況」と題する文書に明らかである。従ってここではその全貌についての紹介は省略する。ただこの文書は今日では入手困難と思われるので、以下その概略を述べ、若干の分析と批判とを試みる。

本書によると、「不振地区」とは、「入植後数年を経過したにも拘らず、農業生産が不十分でその経営が安定せず、家計費の大部分を農業以外の収入に依存し、かかる現状において悪循環から抜けきれないでいる農家が多数を占める開拓地をいう……」となっている。これは定義的規定であるが、ここで「入植後数年」という規定は更に「平均5年以上」という別の基準でおさえられている。従って戦後の緊急入植であろうとその後の入植であろうと、兎も角各開拓農家の入植後の経過年数が平均5年以上に及ぶ地区であれば先ず被査定の一つの要件を満したことになる。次に、この地区について、所定の方式による営農実績調査（診断）を各戸に行い、その診断の結果が別に定める（以下論ずる）基準に照合してみても、それが不振開拓農家であるか否かを判定し、不振開拓農家に該当する農家の戸数とその開拓地区の総農家戸数の50%以上を占める場合、当該地区は所謂「不振開拓地区」と判定されることになっている。

この「判定」は偽りや誤りとの関連において、法律上の「見做す」に該当する擬制的効果を発生するのか或いは「推定」的効力しか持たないのかこの点については不明である。しかしこの判定そのものもつ意義や効力については実際問題として極めて微妙であって、「見做される場合」と「推定される場合」とでは開拓地の利害に大きな開きが出てくる場合がある。文章の形の上からすれば、これは「断定」であるが、しかしこの断定が果してそれに値するだけの実質的な要素を具備しているかどうか、例えば判断そのものにどれだけ正確性を期待することが出来るか、或いは判断の純粹性がどこまで保証されるかという問題になってくると、その絶対性は著しく承認しがたくなっていく。従ってこれを断定と解釈することの適否については可成りの疑問がある。

次に問題になるのは、この査定基準の中核をなす「営農実績」の判定基準内容についてである。この営農実績は農家の「経営進度」とその反映としての「生活安定度」の二つの基準尺度によって把握されるようになっている。また前者の「経営進度」は更に (1)開墾進度 (2)家畜整備度合 (3)熟畑度合の三つの尺

度によって判定された成績を総合して査定を下す方式になっている。

第1表 道の不振開拓農家の査定基準

④ 経営進度

(1) 開墾進度…… $\frac{\text{現在耕地面積}}{\text{可耕地配分面積(町)}} \times 100 = (\%)$

				平均経過年次7年以上	平均経過年次7年未満
A	ク	ラ	ス	90%以上	75%以上
B	ク	ラ	ス	71~89%	51~74%
C	ク	ラ	ス	70%以下	50%以下

(2) 家畜整備度合…… $\frac{\text{換算家畜頭数}}{\text{可耕地配分面積(町)}} = \text{町当頭数}$

家畜換算率 馬1=乳牛1=仔馬2=仔牛2=豚4=羊10=鶏100

				平均経過年次7年以上	平均経過年次7年未満
A	ク	ラ	ス	0.8頭以上	0.6頭以上
B	ク	ラ	ス	0.7~0.4	0.5~0.2
C	ク	ラ	ス	0.3以下	0.1以下

註 この数字(頭)の階層間隔は非連続的で処理出来ないので、本研究では四捨五入を行うことにした。

(3) 熟畑度合……主作物、燕麦(又は大麦、小麦) 馬鈴薯、大豆(又は菜豆)の反収について目標反収に対する平均比率を次の式によって求める。

$\frac{\text{反収}}{\text{目標反収}} \times 100 = (\%)$

				平均経過年次7年以上	平均経過年次7年未満
A	ク	ラ	ス	95%以上	85%以上
B	ク	ラ	ス	94~70%	84~60%
C	ク	ラ	ス	69%以下	59%以下

(4) 営農進度にいての、上記3つの査定(判定)結果を集積し、次表の階層「B₃」以下の該当農家をもって「不振農家」とする。

階層	A ₁	A ₂	B ₁	B ₂	B ₃	C ₁	C ₂
(1)(2)(3)の要素の級区分集積		AAB	CAA	ABC・CBA	ACC・CCA	BCC	
	AAA・BAA		ABB・BAB	BBB・BAC	BCB・CAC	CCB	CCC
		ABA	AAC・ACA BBA	BCA・ACB CAB	BBC・CBB	CBC	

⑧ 生活安定度

平均経過年次が5年未満のもの、又は前記「経営進度」の基準に該当しない場合でも下記の査定基準に該当する場合は「不振地区」とする。

$$\frac{\text{農家の農業所得(農業粗収入-経営費)}}{\text{農家の生計費}} \times 100 = (\%)$$

この式により、年間家計費を賄う比率が60%未満の農家が、地区(又は組合)の50%を占める場合は不振地区とす。

第1表はその要領を明らかにしたものである。これによっても容易に判る如く、この三段構成の査定方式は一見極めてよく出来ているように思われるが、しかし、それはあくまで形式上のことであって、実際にこれを現地の開拓農家に当てはめて検討してみると、次のような問題が起きてくる。即ち、

(1) 開拓農家の営農の進展及びその安定性を把える指標として「開墾進度」という概念を導入したことは一応背首されうところであるが、この開墾進度を求めるに当たって、これを「現在耕地面積」と「可耕地配分面積」の比率によって算出する方式をとったことについては若干の問題がある。

例えば、北海道では可耕地配分面積(開墾適地)15町歩程度を保有する農家が理想的であって、立地条件にもよるがそのうち約7町歩を耕作するようになれば経営は一応安定すると云われている。ところが、このような農家はこの査定基準によると開墾進度50%程度であって、Cクラスに該当し、不振農家の一要件を具備することになってしまう。これに対して緊急開拓時代の開拓農家は概ね5町歩未満の可耕地配分を受けたものが多かった。これ等の開拓農家のうちその大半は入植後7年以内に概ね3町以上の可耕地を開墾・耕作しているので、基準によるとこの種の開拓農家の「開墾進度」は悠に70%以上となり少くともBクラス以上に該当することになる。いまこのような二つの類型の開拓農家が同一開拓地区に同時に所属していたと仮定すれば(仮定しなくとも現にそう云う構成の開拓地があるが)、7町歩の耕地をもつ農家の方が5町歩の耕地をもつ農家よりも開墾進度は劣ることになり、耕地面積の大きい方が不振開拓農家としての色彩が濃厚だということになって、はじめの7町歩安定説とも矛盾する結果となる。

この開墾進度の求め方には稼動力や既墾耕地面積の絶対量、技術経験、開墾装備等々の諸要素が直接ファクターに入れられておらず、また経過年限を7年を境として二分する方式をとっているから、これを能率という要素からみれば、そこに問題が残る。むしろ経営者の主体的側面を重視して、労働単位当りの開墾進度の如きものを予定する方がより妥当性が高いと思われる。

(2) 次に「家畜整備度合」という標識についてであるが、この標識においても可耕地配分面積が主要要素としてとりあげられている点に若干の疑問が残る。おそらく考え方としては可耕地配分面積が広ければ広いほど開墾作業用の装備として馬が必要とされるし、さもなくば可耕地を牧野或いは放牧地として有効に利用する必要性が認められるという見地から、牛馬やその他の家畜を可耕地面積に比例した形をとって重視したものと思われる。家畜が整備されているということは確かに安定化の一つの要件である。しかし「家畜が沢山いる」ということと「整備された家畜の多头保有」とは必ずしも軌を一にしない。開拓地のような限界地においては家畜の飼育頭数には相対的に低い限界が予定されるから家畜があまり多くなり過ぎるとその飼育管理は疎略になり家畜の整備度は逆に低下してゆく。従って家畜については量の問題ばかりでなく質の問題及び管理飼育能力・技術や市場との結合状況等々の問題が直接要素に還元されなければならず、これによってはじめて正規の家畜整備の優劣が判定されると思われる。

(3) 次に熟畑度合についてであるが、これは主作物・燕麦・馬鈴薯・大豆等々の反収を目標反収で割って100を乗ずる方式によって求められる。この方式については些か猜疑的ではあるが次のような疑問が起きる。即ち、大体においてどこの開拓地においてもその地区計画に示めされている「目標反収」なるものは概して高すぎる傾向がある。ここでは一々その事例を掲げないけれども、目標反収の過度に高いのは開拓者に対する心理的効果を狙っているばかりでなく補助金、融資等を導入する場合の便法として意味がある。更にまた、目標反収を高くしておけばおくほど、ここで云う熟畑度合は低下して不振開拓農家に落ちる可能性が大となり、再び融資や補助金交付の対象としての理由をもつことになる。従って目標反収を高くしておいても開拓農家には殆んど不利益を蒙るようなことはあり得ないのみならず、むしろ有利な場合が少くない。これでは全く不振開拓農家を故意に捏造しているようなものである。

この尺度にはいま一つの疑問がある。即ち、この尺度では主作物の反収を目標反収で割って指数を出す方式をとっているが、一般に限界地の開拓農家では入植後約5年を経過すると、それまで略奪農法を続けてきた結果として反収が減少する傾向が顕著にみられる。従って7年未満の農家の方が7年以上たった農家より反収成績は良好であるから、熟畑度合が7年以上の農家の方に低くなって出てしまう。このことは同一農家の経過時間の系列においても云える事であるから、入植初期は熟畑度合が高いがやや古くなると熟畑度合が低下し不振に傾きやすいと云う矛盾した結果になって些か不合理である。

以上の如き欠陥はこの熟畑度合という尺度を、目標反収と現反収という2つ

の単純な要素によって決定しようとしたところから派生する。熟畑度合は、このような単純な要素の構成によっては尺度化は出来ないし、また scalableなものにもならないと思われる。

(4) 次に「集積総合判定」の基準についてである。この方式は、開墾進度・家畜整備度合・熟畑度合の各々について求めた判定結果をそれぞれ A・B・Cの3つのクラスに分け、更にその結果を総合して、 A_1 A_2 B_1 B_2 B_3 C_1 C_2 の7つのクラスのいずれかに該当させるものである。この総合判定において疑問とされるのは最終判定で総合される各要素判定がそれぞれ異質的なものであり、従って例えば不振グループである B_3 のグループに入る組合せである ACC・CCA・BCB・CAC・BBC・CBBの各々は荷重すれば同じになるが、しかし、この6つの類型の農家は必ずしも同一性格の経営を営むものとは限らず、不振の原因も同じではない。またこれ等の組み合わせの一つに該当する農家が不振開拓農家以外の何ものでもないとの外的に断定し得る証明は何もない。以上の如く指摘に値する問題点は少ないが、しかしこのような証明が定立されていないにも拘らず、これをもって不振開拓農家を判ずる標準とするところが是認さに基準の基準たる所以或いは妙味があるのかも知れない。

(5) 以上考察したごとく本基準は主に経営的諸要素を組合せて不振開拓農家の査定基準を構成しているが、他方においてこの基準とは別に、二次的基準として「生活安定度」という尺度をとり入れていることは注目に値する。しかし「生活安定」という状態を如何なる状態として把えるかは可成りむずかしい問題であって、果してこの基準における如く、農業所得をもって年間家計費をどれだけ賄いきれるか、その賄率を求めてこれを決定するような単純な方式では問題は処理しえないと思われる。

先ず本道の戦後開拓地の如き限界地では豊凶によって極端に農業所得が異なり農業所得そのものにも安定性がない。農業所得と生活水準の関係は既存農村における程直接的ではない。開拓農家の economic behavior は現金収入に対する関心が一次的であって作目は換金作物に比重が高く、行動は農業よりも農外労働即ち出稼に対する志向が強い。このような生活構造の特異性の中にあって農業所得の多寡が如何なる意味をもつか。仮に農業所得による賄率が高い場合においても、その economic, social behavior においては必ずしも安定性を期待することは出来ないし、また反対に賄率が低くとも農外所得によって悠々と生活を営む開拓農家が多数みられる。生活の安定性を開拓者の主観的意識の中に求めるか客観的な一定の条件の中に求めるか、そこには一つの考慮すべき先決的課題が残されている。しかし生活の安定性を多元的な生活諸条件の

恒常的發展の現実的可能性と規定するならば、少くとも開拓地の場合生活の安定度は上述したような「賄率」の如き尺度のみをもって計測すべきことがらではないと思われる。

以上ここではこの基準の概要とこれに対する疑問点を明らかにしたが、この基準のもつ不合理性や現実との喰違いは以下述べる開拓農家の socio-economic status と当該農家の査定結果との比較においても明らかに認められる。

3 不振開拓農家の Socio-economic Status とその階層的地位

I 開拓農家の社会経済的地位

同一対象を異なる二つの基準によって評価した場合、その評価結果に喰い違いの生ずることは当然である。しかし具体的にその喰い違いの内容が如何なる構造のものであり、また何故に生じたかということ进行分析して行くと、単一基準の適用によっては発見することの出来ない開拓農家の種々なる特性を発見することが出来る。また結果の喰い違いばかりでなく、結果に部分的な一致性が生ずる場合においても同様にその原因や構造を追究して行くと対象の特性について一層深い認識を求めることが出来る。

かかる意味から一つの方式によって事物の評価を行った場合には、必ず同一対象について別種の基準を適用して結果を比較吟味することが望ましい。このような命題を前提としながら、ここではまず開拓農家の Socio-economic Status を測定した結果について述べ、その後その結果と行政上の査定基準を適用した場合との齟齬について検討を試みることにする。

この比較において最も重要なことは、ここで採択した農家の Socio-economic Status (S. E. S) を測定する尺度が如何なる構成の内容のものであるかということである。尺度としてここでは F. S. Chapin, W. H. Sewell 等が構成した農家むけの S. E. S スケールを、私共が北海道の農村事情に適合するよう最少限度に修正を加えたものを用いているが、その詳細については既に本誌をはじめ他の刊物において発表したのだからここではその概要のみについて述べる。^{*} この尺度は農家の住宅・随施設の構造をはじめ居間の調度、耐久文化財の所有程度、社会的参与の程度、教育程度その他を標識としてその所有状況や該当状況をとらえる約 60 よりなる項目を設定し、各項目についての妥当性を統計的に管理し、更に統計的に求められた各項目に対する荷重によって農家の S. E. S

* 「調査と技術」3～10頁 1961年6月号 電通版、「新統計学大辞典」608頁 東洋経済新報社版 1963年

スコアを求める方式のものである。この調査測定でははじめに用意した約60の項目は、検定の結果、なかに妥当性のないものが発見されたのでこれを捨て、結局41項目の合格項目によって最終的尺度を編成した。

この尺度を開拓農家201戸に適用したほか比較分析を行うために既存農家199戸に適用し、双方合せて400戸の標本母集団を作った。この標本の場合、このスケールは理論上の期待値として最高点411.5点、最低点114.0点、間隔297.5点となって出る性能をもっているが、実際の測定では最高点は275.5点（既存農家）、最低点121.5点（開拓農家）となって出た。従って最高点を取得した農家にあってもその位置は理論上の仮定的地位の中位をわずかに上廻る程度のものであって決して高いとは云えず、最低農家のスコアは理論上の最低線すれすれであって、全体として農家のステータスが如何に低位のものであるかが容易に視られる。もっともこの調査の調査時点は不振開拓農家の行政上の査定が盛に行われた昭和32年前後の頃であるので、現在の地位はこれと可成り異っていると考えられる。

いま調査対象地点、年次、取得したスコアその他を一表にまとめてみると第

第2表 既存・開拓地別取得 S・E・S・スコア

地 点	戸 数	最 低 ス コ ア	最 高 ス コ ア	平 均 ス コ ア	調 査 法	年 度
(既 存)						
栗 山	120戸	129.0点	275.5点	215.0点	標本抽出	34年3月
大 野	79	126.5	245.0	177.0	標本抽出	30年8月
平 均 (小計)	(199)	127.8	260.3	196.0	—	—
(開 拓)						
赤 井 川	50	151.5	240.0	166.3	悉 皆	34年7月
セ バ ロ	20	140.0	206.0	168.6	悉 皆	33年8月
マ ナ イ	34	127.5	186.5	153.4	悉 皆	32年8月
鬼 志 別	12	138.0	231.5 (191.0)	180.0	悉 皆	32年9月
※新 内	16	125.0	164.5	150.1	標本抽出	31年7月
知 床	33	121.5	218.0	164.8	悉 皆	31年9月
大 与 地	36	139.0	235.0	181.6	悉 皆 (但一部落)	30年8月
※発 足						
平 均 (小計)	(201)	134.6	211.6 (205.9)	166.3	—	—
総平均 (計)	(400)	133.1	222.4 (217.9)	173.0	—	—

※は既存農家が若干混入。新内の(191.0)という数字は、既存農家を排除した場合の最高値。

栗山、大野には開拓農家は全然入っていない。

2表の如くである。

第2表によって開拓と既存農家のS.E.S(社会経済的地位)の主なる特色を比較すると次の如くである。

① 開拓農家のS.E.Sを平均値によってみると開拓地では既存よりも可成り低い。また地点別に最高取得スコアを拾って比較してみても開拓農家のS.E.Sの最高値は既存農家のそれには到底及ばない。

② ところが地点別に最低取得スコアのレベルを検討してみると、最低スコアの水準は開拓農家の方が既存農家よりも若干高いことがわかる。この点は注目に値するところであって、この事は安定している筈の既存農村にも開拓農家よりも遙かにステータスの低い農家が多数混在していることを意味している。

③ 最高取得スコアのレベルは①で述べた如く開拓は既存に到底及ばないが、ただ例外として赤井川開拓の最高農家群だけは既存農村大野の最高農家のレベルに極めて接近していることが注目される。もっともこれには調査時点にずれがあるから、赤井川の開拓農家の最高レベルは約5年前の既存・大野の最高農家の水準まで接近したと云わねばならない。しかし大野の農家のS.E.Sはその後自主的な構造改善的努力によって可成り高まっているので、現在ではこのような断定は出来ない。

④ また最低スコアを取得した農家の水準についても、赤井川、ニセパロマナイなどの開拓地の水準の方が既存・大野・栗山のそれより上廻っている点は見落せない事実である。これを要するに低位層のステータス・レベルは既存よりも開拓の方がやや優位にある傾向が認められる。従って、開拓は既存より低位層に強く、(相対的に高く)高位層に弱い(相対的に低い)が、開拓の階層分解の程度はそれほど顕著ではなく、既存農村の方がはげしいとみられる。

II 開拓農家の階層的地位

次にここで標本とした開拓・既存合せて400戸の農家の階層的地位についてやや詳しく分析を施してみる。この分析を行うには先ず階層化を行うための合理的な基準の設定が必要である。ここでは各農家が取得したS.E.Sスコアをその「量と順位」とを要素とし、この要素をたくみに組み合わせた方式を用いて区分することにした。この基準によって各農家はそれぞれ上層・中層の上下・下層の3つの階層に区分される。

第3表は上述の基準によって取得した各農家の階層別地位を地点ごとに明らかにしたものである。その母集団は400戸の標本よりなりたっているので、各農家の地位はこの400戸の農家群内部における相対的地位として示めされる。

第3表 地点別階層別 S. E. S による農家戸数

地 点 名	戸 数	上 層	中 層		下 層	
			上	下		
既存	栗山	120戸	58戸(48.3) [%]	48戸(40.0) [%]	11戸(9.2) [%]	3戸(2.5) [%]
	大野	79	5(6.3)	28(26.6)	28(35.4)	25(31.6)
	小計	199	63(31.7)	69(34.7)	39(19.6)	28(14.1)
開拓	赤井川	50	3(6.0)	15(30.0)	25(50.0)	7(14.0)
	ニセパロマナイ	20	0(0)	3(15.0)	7(35.0)	10(50.0)
	鬼志別	34	0(0)	0(0)	9(26.5)	25(73.5)
	新内	12	2(16.7)	2(16.7)	3(25.0)	5(41.7)
	知床	16	0(0)	0(0)	2(12.5)	14(87.5)
	大与地	33	1(3.0)	2(6.1)	15(45.5)	15(45.5)
	発足	36	3(8.3)	11(30.6)	11(30.6)	11(30.6)
	小計	201	9(4.5)	33(16.4)	72(35.8)	87(43.3)
全 体	400	72(18.0)	102(25.5)	111(27.8)	115(28.8)	

註 400戸を母集団とした階層的地位

従って標本母集団を拡大すればその地位は若干移動する可能性がある。

次に第3表によって開拓農家の社会経済的地位の特色を既存のそれと比較しながら検討してみると、概ね次の如き特色が覗かれる。

① 開拓農家群においてはさすがにそれが不振地区の農家を集めた集団であるだけに、上層に属するものは極めて少なく、201戸中僅か9戸(4.5%)にすぎない。これに対して既存農村ではとくに「栗山」のステータスが高く、120戸中58戸(48.3%)は上層農家に属する。

② 開拓地ではとくに「中層の下」及び「下層」に属する農家が大部分を占め、201戸中159戸(80%)はこの二つの階層に属している。この傾向は知床(岩尾別)、ニセパロマナイ、大与地、鬼志別、新内の如き開拓地区において顕著であって、これ等の地区において「上層」の地位を取得した農家は皆無もしくは極めて少数である。

③ しかしこのような一般的傾向に対し赤井川(常盤・落合)の開拓農家群だけは異った特色をもち、とくに「中層」への集中化の傾向が強く、既存農村の大野に極めて近似した構造をしめしている。

④ 開拓既存合せて400戸の農家群の階層別分布は「上層」18%「中層」53.3%「下層」28.7%であって、これにもっとも近似した構造をもつ農家群は「発足^{ハツツク}」である。

これを要するに、ここで取得した開拓農家の地位は closed group 内部におけるそれであって絶対的なものではないが、既存農家のステータスとの比較によってよくその特色を覗うことが出来る。次の問題は、このようなステータスを取得した開拓農家が、それぞれ行政上の査定基準の適用を受けた場合果してどのような判定が得られ、両方の査定結果に如何なる一致が認められるか、この点についての吟味である。

4 道の基準による査定結果と S. E. S との比較

既に第3表において明らかにした如く、S. E. S の測定結果からすれば、開拓農家の殆んど大部分は階層的地位に於ても低位の状態におかれており、これ等の農家の階層的地位と査定基準による査定結果とは殆んど全く一致符合する。しかし乍らこれ等の一般的傾向に対して、「赤井川」の開拓地区だけでは別であって、両基準による評定結果には可成り大きな喰い違いがみられる。そこでここでは赤井川の「常盤・落合」の両部落をとりあげ、その階層構造の特性について分析を試みることにする。

赤井川村常盤開拓部落の概況及びその実態調査については昭和34年10月に別の機会に紹介したので**、ここではその説明を省略する。ところで前述の比較を行うには階層判定に対し、あらかじめ若干の調整を施しておく必要がある。即ち、ここでは前述した400戸の標本内における赤井川開拓農家の S. E. S による階層的地位とは別に、赤井川の当該開拓部落内部における各農家の階層的地位を参考迄に求めておく。そのためには尺度の編成替をはじめ階層判定のやり直しをしなければならない。いまこれ等の必要な調整を行い、その結果得られた各農家の S. E. S による階層的地位と道の査定基準による各農家の判定結果とをとりまとめて比較すると第4表の如くなる(次頁)。

そこで第4表によって問題点を拾って要約してみると次の如くである。

① 既述の如く道の査定基準では「経営進度」の判定結果が「B₃」以下のもの又は「生活安定度」(農業所得による生計費の賄率)60%未満のものが不振開拓農家と判定されることになっている。またこれ等の不振開拓農家の戸数が地区の総農家戸数の50%以上を占める場合、その地区は所謂「不振開拓地区」と判定されることになっている。

このことについては前述した通りであるが、いまこの基準をあてはめて仮の査定を行ってみると、経営進度「B₃」以下の農家は50戸中31戸であり不明2を除けばその占める比率は64.6%となって50%をオーバーするからこの地区は不振開

** 「北方農業」8~11頁 1959年10月号 北海道農業会議版

第4表 赤井川開拓農家の S.E.S と道の基準による査定結果

時点 S. 34.7.25 T=常盤 O=落合 (悉皆=50戸)

農家 No.	道の査定基準			S.E.S. Scale			判定結 果	道の査定基準			S.E.S. Scale		
	経営進 度度	生活安 定度	不振 安定別	スコア	赤井 川階 層	全道 階層		農家 No.	経営進 度度	生活安 定度	不振 安定別	スコア	赤井 川階 層
T. 41	B ₂	100	安定	218.0	上	上	O. 20	B ₂	60	安定	170.0	中	中
T. 40	B ₂	80	〃	212.0	〃	〃	O. 22	B ₃	40	不振	169.5	〃	〃
O. 44	B ₃	80	不振	211.5	〃	〃	O. 27	C ₁	60	〃	169.5	〃	〃
T. 5	B ₃	65	〃	208.5	〃	中	O. 36	B ₃	60	〃	168.0	〃	〃
T. 8	B ₂	80	安定	206.0	〃	〃	O. 24	B ₃	70	〃	167.5	〃	〃
O. 45	?	50	(不振)	204.0	〃	〃	T. 3	B ₁	60	安定	167.0	〃	〃
T. 15	B ₂	70	安定	199.5	〃	〃	O. 31	B ₃	75	不振	167.0	〃	〃
T. 48	B ₂	55	不振	198.5	〃	〃	T. 43	B ₃	40	〃	166.5	〃	〃
O. 19	B ₁	100	安定	196.5	〃	〃	T. 46	B ₂	90	安定	166.0	〃	〃
O. 34	C ₁	70	不振	191.5	〃	〃	B. 47	B ₂	90	〃	165.0	〃	〃
O. 25	B ₃	70	不振	191.0	〃	〃	T. 7	B ₃	60	不振	164.0	〃	〃
T. 50	B ₃	60	〃	187.5	〃	〃	T. 13	?	50	(不振)	162.5	下	〃
O. 38	C ₁	70	〃	187.0	中	〃	T. 10	B ₃	80	不振	160.0	〃	〃
T. 2	B ₁	65	安定	186.0	〃	〃	O. 26	A ₁	50	〃	158.5	〃	〃
O. 18	C ₁	30	不振	181.5	〃	〃	T. 1	C ₁	80	〃	157.0	〃	〃
O. 17	B ₁	70	安定	181.0	〃	〃	T. 11	B ₁	30	〃	157.0	〃	〃
O. 23	B ₃	70	不振	180.5	〃	〃	T. 35	B ₃	70	〃	156.0	〃	〃
O. 32	B ₃	90	〃	178.5	〃	〃	T. 42	B ₂	40	〃	154.5	〃	下
O. 16	B ₂	50	〃	178.0	〃	〃	T. 28	C ₁	70	〃	154.0	〃	〃
T. 21	B ₂	80	安定	174.5	〃	〃	T. 12	C ₂	60	〃	154.0	〃	〃
O. 33	B ₃	90	不振	173.5	〃	〃	T. 9	B ₃	40	〃	153.5	〃	〃
T. 4	B ₃	40	〃	172.0	〃	〃	T. 6	B ₃	60	〃	148.0	〃	〃
O. 49	B ₃	90	〃	172.0	〃	〃	O. 37	C ₁	30	〃	143.5	〃	〃
O. 29	C ₂	65	〃	171.0	〃	〃	T. 30	C ₁	40	〃	143.5	〃	〃
T. 39	B ₃	100	〃	170.5	〃	〃	T. 14	C ₁	20	〃	142.5	〃	〃

註 「(不振)」は推定による判定結果。「全道階層」とは既存・開拓農家400戸を母集団とした場合の地位。

拓地区と判定される。これに加えて経営進度が「B₂」以上であっても「生活安定度」が「60%」以下のものは不振と見做すという規定を採用してゆくと、不

振開拓農家はさらに5戸増え、推定2戸を合せるとその総戸数は38戸におよぶ。従って地区総戸数50戸中実に76%は不振開拓農家によって占められることになって、赤井川の開拓地は明らかに不振開拓地区に該当することになる。

② しかしここに注意を要することはこれら38戸の不振開拓農家のうち「賄率60%」以上の農家が実に23戸の多数を占めている事実である。このことは「経営進度」の成績が悪いにも拘らず、「生活安定度」(賄率による)の相当高い農家が可成り多数不振農家に入れられているという一見矛盾した関係の存在を意味する。この関係は開拓農家が生活費を極度に切りつめて、基盤整備の悪い経営が生み出すわずかの所得によって辛うじて生計を送っている農家が多数を占めるからであって、もしこのような配慮を前提におきながら、この「生活安定度」という基準を二次的に取扱ったとすれば、この道の査定基準にはその限りにおいては問題はあるまい。

③ 所が、見方を変えて、果して道の査定基準によって判定をうけた各農家がどのような Socio-economic status score を取得しているか、この点を対照してみると道の査定基準は必ずしも賞讃に値しないものになってくる。

すなわち、不振開拓農家に該当するもののうち「生活安定度=賄率・60%」以上をしめる開拓農家23戸の S.E.S スコアを吟味してみると、その平均スコアは165.1点であり、23戸の不振農家中、全道階層の上層に位置するもの1戸、中層に該当するもの実に19戸、下層は僅かに3戸であって、「賄率」の高い不振開拓農家は、たとえ「経営進度」の実績が悪くとも、その社会経済的地位は決して低いものではないことがわかる。

従って生活費を極度に切りつめて殆んど喰うや飲まずの限界状態に甘んじて暮をたてている為に、低所得でありながら賄率の高いという農家は赤井川階層の下層に該当するものを除けば殆んどあり得ないと推定される。

④ 更に見方を変えて「経営進度」において合格でありながら「生活安定度=賄率」で不合格になった為に不振開拓農家の査定を受けた5戸の農家の社会経済的地位(S.E.S)についてみると、5戸中2戸は中層に属し、また下層に属するもの3戸があって、その S.E.S スコアの平均は169.3点である。

このことは果して何を意味するであろうか。先ず云いうことは「経営進度」の高い農家は必ずしも「生活安定度=賄率」もまた高いとは限らないということ、またここで云う経営進度の優れている農家はその社会経済的地位においても前者に平行して高いとは限らないということ、極言すれば「経営進度」が高まっても「社会経済的地位」は必ずしも高いとは限らないという一つの法則性を物語っていることである。

⑤ これを要するに「経営進度」と「S. E. S」との間にはあまり濃厚な相関関係の存立しないことが覗われる。今、「経営進度」の判定値をΣ法によって荷重し、それと「S. E. Sスコア」との相関係数を計算してみると、次の如くであって、両者の関係が如何に稀薄であるかが判る。

「経営進度」と「S. E. Sスコア」との相関

$$r=0.256$$

同様に「生活安定度＝賄率」をΣ法によって荷重したものを S. E. S と比較してその相関係数を求めると、

「生活安定度(賄率)」と「S. E. Sスコア」との相関

$$r=0.443$$

となる。これを有意検定にかけてみると、5%水準では0.273、1%水準では0.354となるので、生活安定度即ち賄率とS. E. Sとの間には可成り有意な関係の存在することがわかる。

かくして、S. E. Sが「経営進度」よりはむしろ「生活安定度＝賄率」に対して強い相関をしめすということは、この査定基準において採択されている「経営進度」という概念そのものが農家の実質的な経営力や生活力を反映するものではないことを意味している。またここでは詳しい考察は省くが、一般にS. E. Sが農家の所得水準と高い相関をしめす法則性を持つ点からすると、ここで云う「経営進度」は農家に所得をもたらす要素としては甚だ有効性に乏しいものと云わねばならない。このことは開拓農家の安定状況を判ずるに際して、「経営進度」を重視したこと自体に問題があるのではなく、「経営進度」を具体的に把える為にもとめた構成要素のとり方自身に問題があることを意味している。これと同様のことが「生活安定度」についても云い得る。

⑥ 「経営進度」という基準の構成方式の妥当性に対して疑義が抱かれるいま一つの理由として次の実質的な仮定をあげることが出来る。

前述の如くこの経営進度は可耕地配分面積を一定とすれば家畜の導入によって高まる性質をもっている。私共が実態調査を行った数ヶ月後、この赤井川の開拓地では貸付牛及び融資牛の大量導入(約40頭)が行われた事実がある。この牛の導入によって各農家の経営進度の判定実績が変化することは云う迄もない。しかし約40頭の牛の導入によって果して50戸の農家の経営進度の判定結果にどのような変化が生じたであろうか。

変化は比較的緩慢であって、これによってB₁ B₂の判定クラスはそれぞれ該当農家が2戸づつ増え、B₃ C₁のクラスではそれぞれ2戸づつ減少しただけで大勢にはさして変化はなく、調査時31戸あった不振農家が29戸に減少

した程度で、地区の総戸数に対する不振農家の比率は60.4%であり依然として不振地区をまねがれない。この地区が不振地区から脱却する為にはなお100頭以上の牛を導入しこれを各戸(不振農家)に配分しなければならぬ計算となる。しかし、牛さえ導入すれば計算上不振地区が不振地区でなくなるという一義的な方式自体に疑問が残る。

⑦ 以上ここでは赤井川開拓地区の一般的状況より問題点を拾ってみたが、個々の農家についてその実態をよく調査してみると、この基準の妥当性はいよいよもってあやしくなる。たとえば、S. E. S で上層に位置する3戸の農家のうち、1戸は不振開拓農家の判定を受けているが、この農家番号O. 44番の農家は実際に調べてみると経営内容も充実しており、不振農家とはみられない。

またA₁の判定を受けて一応安定農家に属することになったO. 26番の農家についてみるとその実態は意外に悪く不振開拓農家の典型の如きものであった。紙面の関係上その詳細についての説明はこれを省略するが、このような喰い違いはこの二件に尽きるものではない。

之を要するに、この不振開拓農家の査定結果には個々の開拓農家の実情に符合しない点が可成り大幅に認められることになり、その妥当性の低さが目立つ。もっともこの比較は、農家の社会経済的地位という系列を異にする基準による判定結果との比較であるから、比較の結果にあまり大きな一致符合性を期待することは無理であろう。しかし、問題はその不一致の程度と原因如何にあるのであって、それが尺度そのものの構成上の不備に起因するということが証明されれば、これを基準として行使する場合その適格妥当性があやまれることはむしろ当然である。その理由をここでは以上の七つの点において指摘したが、分析すればなおこの外にも二、三の点を指摘することが出来る。

5 結 論

本稿において私は不振開拓地区の行政上の査定基準をとりあげ、その妥当性を農家の社会経済的地位との関係において比較考察したのであるが、それはあくまで一つの外的基準による吟味にはかならない。しかもこの種の考察としてはいまだ未分析の問題点を若干残してはいるが、ここで私は結論として次の如き点を指摘することが出来ると思う。

(1) 道が定めた不振開拓農家(地区)の査定基準は、一般的な考え方として理論的には誤りとは思われないが、個々の構成要素のとり方に大きな問題がある。即ち、開墾進度・家畜整備度合・熟畑度合の三つを結合して「経営進度」を判定しようとした考え方は些か経営偏重的なきらいがあるにしても必要な標

識の組み合わせと考えられる。しかし開墾進捗をはじめとするこの三つの標識を満足させる個別要素の取り方に適切でない点が認められる。このことは更に生活安定度という二次的な補正基準についても云い得ることである。もっとも二次的な補正基準として生活安定度という概念を設定したことは正しいが、問題はこの生活安定度を農業所得による生計費の賄率で求めた点にある。

(2) 次に道の査定によって不振開拓農家の判定を受けた農家の社会経済的地位についてみると、一般にレベルの低い開拓農家の場合、両者の評定結果は平行するが、開拓農家でもレベルの高いものになってくるとその結果は平行せず喰いちがいの生ずる傾向が顕著に認められる。即ち社会経済的地位の点において可成り高いレベルにある農家でも道の査定基準を適用すれば不振開拓農家の範疇に属してしまうものがあり、当該農家が果して不振の名に値するかどうか疑わしくなる。この種の範疇に属する農家を融資や振興の対象にすることは必ずしも不当とは思われないが、これを、それ以下の開拓農家と混合させ、いずれも同様に不振開拓農家として取扱うことに問題がある。

(3) 本稿では一般に基準そのものもつ社会的な副次的効果或いは作用について極く一般的に抽象的な考察を試みたが、具体的に行政上の一基準であるこの不振開拓農家の査定基準が実際どのような功罪を残しているかについては全く考察しなかった。果して本稿において理論的に追究した副次的な功罪が、この場合現実にとどのような形態であらわれているかについては今後の調査研究にまたねばならない所である。しかしその実態は我々の調査をまつまでもなく、現実の開拓農家や関係者が最もよく知るところであろう。

(4) 行政上の基準は関係上級官庁の審査を受けて設定行使されるものであるが、それにしても設定の仕方は一方的であり、その一方的に形成される欠陥をカバーするものが妥当性でなければならないとすれば、妥当性の高い基準の設定が望まれて止まない。この点について私共は行政基準の設定制度そのものについても反省の余地があるのではないかと思う。

この外にも結論的に述べるべき若干の問題があるが、いずれにせよ、ここにおいて私共は人が人を正しく評価することのむずかしさを痛感せざるを得ない。しかしこのことが人間社会にとって切り離すことの出来ない宿命の行為であって、社会の進歩もこの評価とその水準如何にかかっているとすれば、評価のもつ社会的意義と重要性は極めて大きいと云わねばならない。

今後、社会の複雑化にともない基準による行政操作もいよいよもって活潑になると思われるが、その際個々の基準に科学的な妥当性を与えることこそ行政の科学化にとって何よりも必要なことと思われる。(1963・6・10)